

## 昭和四十年法律第二百号

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法

(この法律の趣旨)

**第一条** この法律は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給に關し必要な事項を規定するものとする。

(定義)

**第二条** この法律において「戦没者等の遺族」と

は、死亡した者の死亡に關し、平成三十二年四月一日までに戦傷病者戦没者等の遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号。以下「遺族援護法」という。)による弔慰金(以下「弔慰金」という。)を受けける権利を取得した者で、同日において日本の国籍を有しているもの(同日において離縁によつて死亡した者との親族関係が終了しているものを除く。)をいう。ただし、当該死亡した者の死亡の當時における配偶者(婚姻の届出をしていないが、事實上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)で、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

一 死亡した者の死亡の日以後遺族援護法第三十五条第一項に規定する遺族(以下この項及び次条において「遺族」という。)以外の者と婚姻(届出をしないが事實上婚姻関係と同様の事情に入つていると認められる場合を含む。以下同じ。)をした配偶者のうち、同法第三十六条第一項第一号括弧中のただし書の規定に該当したため同号の順位の遺族として弔慰金を受ける権利を取得した配偶者(遺族以外の者と法律上の婚姻をした配偶者を除く。)で、その権利を取得した後平成三十号から第九号までに掲げるいずれかの者があつたもの

二 弔慰金を受ける権利を取得した後平成三十一年四月八日以後遺族以外の者と婚姻をした配偶者(死亡した者と同じ氏を称していいた配偶者で、その氏を改めないで法律上の婚姻をしたものを除く。)次の場合に掲げる者は、前項の規定の適用については、弔慰金を受ける権利を取得した者のみなす。

二 死亡した者が昭和十六年十二月八日以後に死亡したとしたならば、弔慰金を受ける権利

2

を取得したこととなる者

二 昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六日までの間に負傷し、又は疾病にかかり、こ

れにより死亡した者が同月七日以後負傷し、又は疾病にかかるとし、昭和十六年十二月八日以後に死亡したとしたならば、弔慰金を受ける権利を取得した者(前項の規定により死亡した者の子は、第一項の規定により弔慰金を受ける権利を取得した者とみなされる者を除く。)に限る。)を受ける権利を取得したこととなる者

3 弔慰金を受ける権利を取得した者(前項の規定により弔慰金を受ける権利を取得した者とみなされる者を除く。)において同じ。)であつて、同日において前項の規定により戦没者等の遺族とみなされる者がなかつたときは、遺族援護法第三十五条第一項に規定する父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で、同日において前項第一号又は第二号に該当しなかつたもののうち、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなす。

一 平成三十二年四月一日において、死亡してゐるとき、日本の国籍を有していないとき、又は離縁によつて死亡した者との親族関係が終了しているとき。

二 配偶者については、第一項各号のいずれかに該当するとき。

三 前項の規定により発行する国債は、無利子と

前条第三項各号のいずれかに該当する場合において、平成三十二年四月一日に当該死亡した者の子がなかつたとき(当該死亡した者の子が同日において日本の国籍を有していないなかつたとき、又は離縁によつて当該死亡した者との親族関係が終了していいたときを含む。)は、遺族援護法第二十四条第一項に規定する父、母、孫若しくは祖父母又は同法第三十一条第一項第六号において次の場合に該当しなかつたもののうち、死亡した者の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなす。

一 日本の国籍を有していない者

二 離縁によつて死亡した者との親族関係が終了している者

三 死亡した者の死亡の日以後離縁したことに

よつて遺族以外の者の養子となつてゐる者

四 死亡した者の死亡の日以後遺族以外の者と婚姻(氏を改めない法律上の婚姻を除く。)

し、当該婚姻の解消若しくは取消しをしてい

ないか、又は当該婚姻の解消若しくは取消しをした後死亡した者の死亡の當時称していた

者を復していない者

2 弔慰金を受ける権利を取得した者が前条第三

項各号のいずれかに該当し、かつ、平成三十二

年四月一日に当該死亡した者の子がなかつた場合(当該死亡した者の子が同日において日本の国籍を有していないかった場合又は離縁によつて当該死亡した者との親族関係が終了していいた場合を含む。次項において同じ。)であつて、同日において前項の規定により戦没者等の遺族とみなされる者がなかつたときは、遺族援護法第三十五条第一項に規定する扶助料、遺族援護法第二十三條第一項第一号又は第二項第一号に掲げる遺族に支給される同法による遺族年金又は遺族給与金その他これらに相当する給付を受ける権利を有する場合又は他にこれらの権利を有する者がある場合は、この限りでない。

(裁定)

**第四条** 特別弔慰金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生労働大臣が行なう。

(特別弔慰金の額及び記名国債の交付)

**第五条** 特別弔慰金の額は、死亡した者一人につき二十五万円とし、五年以内に償還すべき記名

国債をもつて交付する。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必

要な金額を限度として国債を発行することができる。

3 前項の規定により発行する国債は、無利子と

前各項に定めるもののほか、第二項の規定に

より発行する国債に關し必要な事項で、都道府

県知事が處理しなければならないものは政令

で、その他のものは財務省令で定める。

4 第二項の規定により発行する国債について

は、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保

の設定その他の処分をすることができない。

5 前各項に定めるもののほか、第二項の規定に

より発行する国債に關し必要な事項で、都道府

県知事が處理しなければならないものは政令

で、その他のものは財務省令で定める。

6 第二項の規定により発行する国債について

は、その一人のした特別弔慰金の請求は、全員

のためにはその全額につきしたものとみなす、そ

の者が同日において死亡していたとしたならば

戦没者等の遺族となるべき者があるときは、そ

の者の申請により、その者を戦没者等の遺族とみなすことができる。

7 前項の規定により戦没者等の遺族となるべき

者が生死不明である場合も、同項と同様とす

(特別弔慰金の支給)

**第三条** 戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給

する。ただし、死亡した者の死亡に關し、平成三十二年四月一日において、当該戦没者等の遺族が恩給法(大正十二年法律第四十八号)第七十五条规定する扶助料、遺族援

護法第二十三條第一項第一号又は第二項第一号に掲げる遺族に支給される同法による遺族年金又は遺族給与金その他これらに相当する給付を受ける権利を有する場合又は他にこれらの権利を有する者がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、特別弔慰金を受ける権利を有する者がその請求をしないで死亡し、同順位の相続人が數人ある場合における特別弔慰金の請求又はその裁定について準用する。第五条第一項に規定する国債の記名者が死亡し、同順位の相続人が数人ある場合における特別弔慰金の請求又はその裁定について准用する。第五条第一項に規定する扶助料、遺族援護法第二十三條第一項第一号又は第二項第一号に掲げる遺族に支給される同法による遺族年金又は遺族給与金その他これらに相当する給付を受ける権利を有する場合又は他にこれらの権利を有する者がある場合は、この限りでない。

3 前項の規定は、特別弔慰金を請求することができる。

2 前項の規定は、特別弔慰金を受ける権利を有する者がその請求をしないで死亡し、同順位の相続人が数人ある場合における特別弔慰金の請求又はその裁定について准用する。第五条第一項に規定する扶助料、遺族援護法第二十三條第一項第一号又は第二項第一号に掲げる遺族に支給される同法による遺族年金又は遺族給与金その他これらに相当する給付を受ける権利を有する場合又は他にこれらの権利を有する者がある場合は、この限りでない。

3 前項の規定は、特別弔慰金を受ける権利を有する者がその請求をしないで死亡し、同順位の相続人が数人ある場合における特別弔慰金の請求又はその裁定について准用する。第五条第一項に規定する扶助料、遺族援護法第二十三條第一項第一号又は第二項第一号に掲げる遺族に支給される同法による遺族年金又は遺族給与金その他これらに相当する給付を受ける権利を有する場合又は他にこれらの権利を有する者がある場合は、この限りでない。

に規定する国債の記名変更の請求若しくはその記名変更についても、同様とする。

**第八条** 特別弔慰金を受ける権利は、これを行使することができる時から三年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

**第九条** 特別弔慰金に関する処分についての審査請求は、時効の完成猶予及び更新については、裁判上の請求とみなす。

**第十条** 特別弔慰金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

**(差押えの禁止)** (譲渡又は担保の禁止)

**第十二条** 税その他の公課は、特別弔慰金を標準として、課することができない。

**第十三条** 特別弔慰金を受ける権利及び第五条第一項に規定する国債は、差し押えることができない。  
**(非課税)**

**第十四条** 特別弔慰金を受ける権利及び第五条第一項に規定する国債は、印紙税を課さない。

**第十五条** 削除  
**(国債の償還金の返還の免除)**

**第十六条** 死亡したものと認定された者が生存していることが判明した場合において、その者の遺族と認定されていた者に第五条第一項に規定する国債の償還金が支払われているときは、当該生存の事実が判明した日までにすでに支払っていた当該国債の償還金は、国庫に返還させないことができる。

**第二章 都道府県が処理する事務**  
**第十七条** この法律に特別の規定がある場合を除くほか、特別弔慰金に係る請求、申請又は届出の経由に関して必要な事項は政令で、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は厚生労働省令で定める。

**(政令及び省令への委任)**  
**第十八条** この法律に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

**(都道府県が処理する事務)**  
**第十九条** この法律に特別の規定がある場合を除くほか、特別弔慰金に係る請求、申請又は届出の経由に関して必要な事項は政令で、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は厚生労働省令で定める。

## 附 則

抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行し、昭和四十年四月一日から適用する。

**第一条** (國債の償還金の支払の特例)  
第五条第一項に規定する国債の償還金については、当分の間、その消滅時効が完成した場合においても、その支払をすることができる。

**(特別弔慰金を受ける権利の取得に関する特例)**  
第五条第一項に規定する内閣總理大臣の定める者に該当した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の死亡に關し、恩給法第七十五条第一項第二号に掲げる額の扶助料を受ける権利を有する遺族があつたことにより弔慰金の支給を受けることができなかつた者は、第二条第一項の規定の適用については、弔慰金を受ける権利を有するに至つた者に支給する同法第五条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十七年六月十六日とする。

**(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置)**  
この法律による戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第二条の二の規定の改正により特別弔慰金を受ける権利を有するに至つた者に支給する同法第五条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十七年六月十六日とする。

**(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置)**  
この法律による戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第二条第一項第一号及び第二条の二の規定並びに附則第十三条及び附則第十五条规定の改正は、昭和四十一年十月一日から施行する。

**(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置)**  
この法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金について、なお従前の例による。

**(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置)**  
この法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金を受け取ることができる者に交付する同法第五条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和五十一年十月一日とする。

**(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置)**  
この法律による改正前の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金について、なお従前の例による。

**(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置)**  
この法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金について、なお従前の例による。

法附則第二項の規定にかかわらず、昭和四十一年六月十六日とする。

**附 則** (昭和四四年七月一五日法律第六号) 抄

(施行期日等) この法律は、昭和四十四年十月一日から施行する。

**第一条** (戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置)  
この法律による戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の第二条に規定する特別弔慰金を受けることができる者に交付する同法第五条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十四年十月一日とする。

**第二条** (戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置)  
この法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金を受け取ることができる者に交付する同法第五条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十七年六月十六日とする。

**第三条** (戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置)  
この法律による改正前の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金について、なお従前の例による。

**第四条** (戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置)  
この法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金について、なお従前の例による。

**第五条** (戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置)  
この法律による改正前の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金について、なお従前の例による。

**第六条** (戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置)  
この法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金について、なお従前の例による。

**第七条** (戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置)  
この法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金について、なお従前の例による。

**第八条** (戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置)  
この法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金について、なお従前の例による。

**第九条** (戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置)  
この法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金について、なお従前の例による。

**第十条** (戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置)  
この法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金について、なお従前の例による。

**第十一条** (戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置)  
この法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金について、なお従前の例による。

**第十二条** (戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置)  
この法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金について、なお従前の例による。

**第十三条** (戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置)  
この法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金について、なお従前の例による。

**第十四条** (戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置)  
この法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金について、なお従前の例による。

**第十五条** (戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置)  
この法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金について、なお従前の例による。

**第十六条** (戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置)  
この法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金について、なお従前の例による。

による特別弔慰金を受ける権利を取得した者がいたときは、この法律による改正後の同法の規定にかかわらず、当該一の死亡した者については、この法律による改正後の同法による特別弔慰金は支給しない。

この法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金を受け取ることができる者に交付する同法第五条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十七年六月十六日とする。

**附 則** (昭和五〇年三月三一日法律第一〇号) 抄

(施行期日) この法律は、昭和五十年八月一日から施行する。

**第一条** (戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置)  
この法律による戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の第二条に規定する特別弔慰金を受けることができる者に交付する同法第五条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和五十年十月一日とする。

**第二条** (戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置)  
この法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金を受け取ることができる者に交付する同法第五条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和五十年十月一日とする。

**第三条** (戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置)  
この法律による改正前の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金について、なお従前の例による。



報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののか、これを、改正後のそれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対しして報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれの法律の規定を適用する。

**第二百六十二条** 施行日前にされた國等の事務に係る处分であつて、当該处分をした行政庁（以下この条において「处分分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該处分分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該处分分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該处分分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

**第二百六十三条** 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第一項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

**第二百六十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

**第二百五十五条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

**第二百五十六条** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則（平成二一年一二月二二日法律第一六〇号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定（公布の日（その他の経過措置の政令への委任）

（施行期日）

**附 則（平成一四年七月三一日法律第九八号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。（処分、申請等に関する経過措置）

**第七条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定について）は、当該各規定（以下この条及び次条において同じ。）の施行前にこの法律による改正前のそれの法律の規定によりされた許可等の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又はこの法律による改正後のそれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律による改正後のそれの法律の適用については、この法律による改正後のそれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

二 この法律による改正前の特別弔慰金につては、なお従前の例によることができる者に交付する国債の発行の日は、平成十七年十月一日とする。

**附 則（平成一七年三月三〇日法律第一〇号）**

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十七年四月一日から施行する。（経過措置等）

**第二条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定について）は、当該各規定（以下この項において「申請等の行為」という。）の施行前にこの法律による改正前のそれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又はこの法律による改正後のそれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律による改正後のそれの法律の適用については、この法律による改正後のそれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

二 この法律による改正前の特別弔慰金につては、なお従前の例によることができる者に交付する国債の発行の日は、平成十七年十月一日とする。

**附 則（平成一七年三月三一日法律第一五号）**

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十六年六月一日から施行する。（経過措置）

**附 則（平成二六年六月四日法律第五二号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律による特別弔慰金を受けることができる者に交付する新法第五条第二項に規定する国債の発行の日は、平成二十二年十月一日とする。

**附 則（平成二六年六月四日法律第五一号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。（経過措置の原則）

**第五条** 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

**第六条** この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものにこれを提起するべき期間を経過したものと含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

二 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることがされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるものによる。

三 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の

う。）による特別弔慰金で平成二十一年四月一日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

**第九条** 附則第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（政令への委任）

**第一条** この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）

二 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）の規定にかかるわらず、当該一の死亡した者については、新法による特別弔慰金は支給しない。

三 新法による特別弔慰金を受けることができる者に交付する新法第五条第二項に規定する国債の発行の日は、平成二十二年十月一日とする。

**附 則（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。（経過措置）

**第六条** 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

二 この法律の規定による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが提起しないでこの法律の施行前にこれを提起するべき期間を経過したものにこれを提起するべき期間を経過したものと含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

三 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることがされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるものによる。

四 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、なお従前の例

施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第十条** 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

### 附 則 (平成二七年三月三一日法律第一号)

(施行期日)

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

(経過措置等)

2 第一条又は第二条の規定による改正前の特別弔慰金については、それぞれなお従前の例による。

3 第一条の規定による改正後の特別弔慰金を受けることができる者に交付する国債の発行の日は、平成二十七年十月一日とする。

4 第一条の規定による改正後の特別弔慰金を受けることができる者に交付する国債の発行の日は、平成三十二年十月一日とする。

### 附 則 (平成二九年六月二日法律第四五号)

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第一百三条の一、第一百三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。